

令和7年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金交付要綱

(令和7年5月1日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、東京圏から当市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、令和7年度予算の範囲内において、あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領及び法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 条件不利地域 東京圏のうち、別表に規定する市町村をいう。
- (4) マッチングサイト 青森県が運営する東京圏の求職者向けインターネットサイト「あおもりジョブ」をいう。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の金額は、単身世帯の場合は60万円とし、複数人の世帯の場合は100万円とする。ただし、複数人の世帯のうち、令和7年4月1日現在において年齢が18歳未満の世帯員（以下「18歳未満世帯員」という。）を帯同して移住する場合は、18歳未満世帯員1人につき100万円を加算して交付するものとする。

(交付の要件)

第4条 移住支援金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のうち、第1号から第5号までのいずれかに該当する者であって、かつ、単身世帯の場合は第6号を、複数人の世帯の場合は第6号及び第7号を満たす者とする。

- (1) 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 勤務地が青森県内に所在すること。
 - イ 就業先が、移住支援金の対象として、マッチングサイトに掲載してい

る求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載されている移住支援金対象法人等に就業していること。

オ 上記求人への応募日は、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。

カ 申請日から5年以上、継続して当該法人等に勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材に関する要件 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が青森県内に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 申請日から5年以上、継続して当該就業先に勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提ではないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 令和7年4月1日以降に当市に転入した者においては、原則として、恒常的に通勤せず、移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。

(4) 起業に関する要件 申請日において、1年以内に、あおり移住起業支援事業費補助金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(5) 関係人口に関する要件（令和7年4月1日以降に転入した者に限る。）
次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 交付対象者の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 当市に転入した日時点の年齢が40歳未満であること。

（イ） 過去に1年以上、当市に居住していたこと。

（ウ） 当市に転入する日より前に当市の移住施策担当課に移住相談を行っていること。

イ 地域の担い手確保の要件 当市に転入する日より前に当市の農林水産担当課又は関係団体に就業相談を行っており、かつ、転入した後に農林水産業に就業する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。

（ア） 認定農業者又は認定新規就農者であること。

（イ） 漁業協同組合の組合員（準組合員を含む。）であること。

(6) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 当市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。ただし、条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した者については、当該大学等への通学期間を通勤期間とみなすことができる。

（イ） 当市に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤期間については、当市に転入した日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請日において、当市に転入した日から起算して1年以内であること。

(イ) 申請日から5年以上、継続して当市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者及び同条第1号に規定する暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 県知事又は市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(7) 複数人の世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む世帯員全員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む世帯員全員が申請日において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む世帯員全員がいずれも、申請日において、当市に転入した日から起算して1年以内であること。

エ 申請者を含む世帯員全員がいずれも、申請日から5年以上、継続して当市に居住する意思を有していること。

オ 申請者を含む世帯員全員がいずれも、三沢市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者及び同条第1号に規定する暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、申請者の属する世帯の世帯員のいずれかが、過

去にこの移住支援金と同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は、交付対象となることができないものとする。

（交付の申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、令和7年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年1月16日までに市長に提出するものとする。

- (1) 本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
- (2) 移住先の住所がわかる書類（住民票）
- (3) 移住先の就業先の就業証明書（様式第2号の1、様式第2号の2、様式第2号の3又は様式第2号の4）、起業支援金の交付決定通知書の写し又は認定農業者、認定新規就農者若しくは漁業協同組合の組合員（準組合員を含む。）であることを証する書類
- (4) 移住元の居住地及び在住期間がわかる住民票の除票又は戸籍の附票（複数人の世帯の場合にあっては世帯全員分）
- (5) 退職した企業等での就業証明書、退職証明書、離職票等移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類（大学等での通学期間を通勤期間に算入する場合にあっては卒業証明書等在学期間を確認できる書類を含む。）の写し（東京23区内に通勤していた場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定の通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金交付の可否を決定することとし、適当と認める場合は、速やかに令和7年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求）

第7条 移住支援金の請求は、令和7年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金請求書（様式第4号）によるものとし、前条に規定する交付決定兼確定通知書の写しを添付して行うものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 県知事及び市長は、あおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか

か等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告を求めること及び立入調査を行うことができる。

（移住支援金の返還）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合及びその世帯員が第1号イ若しくはウ又は第2号のいずれかに該当する場合、移住支援金の全額又は半額について、令和7年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金返還命令書（様式第5号）により返還を命ずるものとする。ただし、18歳未満世帯員が進学や就職等により県外に転出する場合を除くものとする。

(1) 移住支援金の全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から3年未満に当市から県外に転出した場合

ウ 申請日から3年未満に当市から県内他市町村へ転出し、その後県外に転出した場合

エ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

オ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

カ 申請日から3年以内に農林水産業に就業しなくなった場合

(2) 移住支援金の半額

ア 申請日から3年以上5年以内に当市から県外に転出した場合

イ 申請日から3年以上5年以内に当市から県内他市町村へ転出し、その後県外に転出した場合

（移住支援金の返還の免除）

第10条 移住支援金の交付を受けた者及びその世帯員は、前条に規定する返還要件に至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときには、令和7年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金返還免除申請書（様式第6号）に返還免除理由を証する書類を添えて市長に返還の免除を申請することができるものとする。

2 市長は、前項の申請を受理した場合は、県と協議の上、返還免除の可否に係る決定内容を令和7年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金返還免除承認（不承認）通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知す

るものとする。

（就業等の状況報告）

第11条 移住支援金の交付を受けた者は、第9条第1号及び第2号に掲げる要件に該当しないことを証明するため、移住支援金の交付を受けた次の年度から5年間、毎年度3月31日における就業等の状況について、原則として、その翌年度の5月31日までに次に掲げる書類の提出により市長に対して報告しなければならない。

- (1) 就業証明書（様式第2号の1から様式第2号の4までを準用）、事業収入を証する書類又は販売を証する書類
- (2) 現住所がわかる書類（住民票等）

2 前項の場合において、移住支援金の交付を受けた者が第9条第1号及び第2号に該当することとなったときは、市長に速やかに報告しなければならない。

（返還請求に係る情報共有）

第12条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、移住支援金受給者である旨を通知するものとする。

2 市長は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村から当市に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対して、その旨を通知するものとする。

3 市長は、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに県と情報共有するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

都県名	市町村名
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

備考 令和7年4月1日以降は、次に掲げる市町村についても条件不利地域とする。

- (1) 埼玉県 越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町
- (2) 千葉県 銚子市、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町
- (3) 神奈川県 三浦市、箱根町、湯河原町